

社会資本整備重点計画と国土形成計画について

参考資料－1

国土形成計画

国土の自然条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する政策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進

全国計画

平成20年7月4日
閣議決定

～長期的な国土づくりの指針～

第1部 基本的考え方

第1章 時代の潮流と国土政策上の課題
第2章 新時代の国土構造の構築 第3章 新しい国土像実現のための戦略的目標 第4章 計画の効果的推進

第2部 分野別施策の基本的方向

第1章 地域の整備 第2章 産業 第3章 文化及び観光
第4章 交通・情報通信体系 第5章 防災
第6章 国土資源及び海域の利用と保全 第7章 環境保全及び景観形成 第8章 「新たな公」による地域づくり

第3部 広域地方計画の策定・推進

第1章 基本的考え方
第2章 独自性のある計画の策定

社会資本整備重点計画

社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進

社会資本整備重点計画

平成21年3月31日
閣議決定

～社会資本整備の方向性等～

○社会資本整備事業を巡る現状と課題

○重点目標、事業の概要、将来実現することを目指す経済社会と国民生活の姿

○社会資本整備の進め方の改革

○事業分野別の取組

○地方における社会資本整備

調和

全国

広域地方計画

平成21年夏頃策定予定

・広域ブロックの国土の形成に関する方針、目標

・広域の見地から必要と認められる主要な施策に関する事項

地方ブロックの社会資本の重点整備方針

①地方ブロックの現状と課題

②地方ブロックの目指すべき将来の姿

③地方ブロックにおける重点事項

調和

地方

計画の検討段階から、広域ブロックの課題、取り組むべき施策の方向性等について、国と地方との円滑な意思疎通、共通認識の醸成を図り、両計画の調和が保たれたものとする。

『広域地方計画』と『地方ブロックの社会資本の重点整備方針』の関係

- 『**広域地方計画**』は**広域ブロックの将来像や地域戦略**等を、『**地方ブロックの社会資本の重点整備方針(地方重点方針)**』はこの実現に向けた**社会資本整備の具体的な方針**を定めるもの。
- 『**広域地方計画**』と『**地方重点方針**』は、まさに『**車の両輪**』となって機能するもの。

	広域地方計画 ～ブロックの国土形成に係る総合的・基本的計画～	地方重点方針 ～地方ブロックの社会資本整備の具体的方針～
目的	新たな国土形成計画が目指す「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土の構築」の具体化を図るため、広域ブロックにおける 国土の利用、整備及び保全を推進するための総合的かつ基本的な計画 として定めるもの。	各地方の特性に応じて社会資本を重点的、効率的かつ効果的に整備し、適切に維持管理・更新していくため、広域地方計画に示す地方ブロックの方向性や地域戦略の実現に向け、地方ブロックの 社会資本整備の具体的な方針 を示すもの。
計画の対象	国土の利用、整備及び保全に関する府省にまたがる施策全般	道路、空港、港湾、下水道、河川等の 社会資本整備事業
計画期間	21世紀前半期を展望しつつ、今後 概ね10年間	H20～24年度の5年間
対象地域	全国8ブロック	広域地方計画の8ブロックに北海道と沖縄を加えた 全国10ブロック
根拠法	国土形成計画法	社会資本整備重点計画(閣議決定)
計画に盛込む内容(案)	○国土の形成に関する方針 ○国土の形成に関する目標 ○広域の見地から必要と認められる主要な施策 ◇方針・目標の実現に必要なプロジェクト ※「産業の国際競争力強化プロジェクト」、「中山間地域等の活性化プロジェクト」など、地域の実情に即した政策課題についてのソフト・ハード一体となった施策パッケージ	○現状と課題 ○目指すべき将来の姿 ○社会資本の重点事項 ◇地方重点目標 ◇(重点目標の達成度を評価し、わかりやすく示すための)指標 ◇(目標達成のための具体的な取組として地方を代表又は地域を支える)主要事業・施策 [指標の例] ・汚水処理人口普及率 ○○% (H19) → ○○% (H24) ・床上浸水の恐れがある戸数 ○万戸 (H19) → ○万戸 (H24) ・特定道路のバリアフリー化率 ○○% (H19) → ○○% (H24)